

平成23年度第2回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 平成23年11月11日（金）午前10時00分から午前11時45分まで
- 2 開催場所 高松市役所 11階 114会議室
- 3 出席者 委員4名

(1) 委員

委員長	植木 英治	(高松大学経営学部教授, 香川大学名誉教授)
委員長代理	佃 昌道	(学校法人 四国高松学園理事長)
委員	土井 健司	(香川大学工学部教授)
	藤本 英子	(弁護士)
※欠席委員	柴田 潤子	(香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授) 所用により欠席

(2) 市側出席者

城下財務部長, 好井財務部次長(契約監理課長事務取扱), 細川上下水道局次長, 藤本教育部次長, 宮脇技術検査室長, 金本建築課長, 白井河港課長, 藤川財産活用課長, 宮崎環境総務課環境施設対策室長, 西村財務管理課主幹, 野田浄水課長, 森田契約監理課長補佐, 市原契約監理課長補佐, 滝井財務管理課長補佐ほか

4 会議の概要

(1) 市発注工事等の入札・契約状況などについて(報告)

ア 「予定価格に関する情報漏えい問題」を受けた契約制度上の対応等について

前回(6/10)開催の本委員会で中間報告を行った本市発注案件に係る「予定価格に関する情報漏えい問題」について, その後の当該案件の取扱いおよび再発防止に向けた契約制度上の対応等について, 報告を受けた。

(ア) 当該案件の取扱い

「入札環境」を変えるため, 工事内容の見直しを行い「総合評価落札方式」を適用する一般競争入札案件として, 改めて入札に付し, 7月29日に落札者の決定に至った。

(イ) 契約制度上の対応

- ・「契約事務における不当な情報提供等の要求に対する対応要領」の制定
- ・一般競争入札の適用範囲の更なる拡大と当該拡大部分に対する総合評価落札方式の重点適用
- ・情報管理の更なる徹底
- ・契約事務担当職員に対する研修会の開催 等

イ 工事等の発注状況について

平成23年5月から8月までの工事および建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札 58件 公募型指名競争入札 106件 随意契約 11件

合計 175 件 約 9 億 9, 829 万円

建設コンサルタント業務など

公募型指名競争入札 29 件 随意契約 20 件

合計 49 件 約 2 億 7, 389 万円

ウ 指名停止の状況について

平成 23 年 5 月から 8 月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 0 社

(2) 抽出事案について (審議)

平成 23 年 5 月から 8 月までの市発注工事のうち、委員会が予め契約方式別に工事の内容や業種が重複しないなどの基準により、以下の 5 件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

ア 紫雲中学校改築工事 (総合評価落札方式簡易型 A タイプ)

一般競争入札 建築一式工事

イ 浅野浄水場管理棟建築工事 (総合評価落札方式簡易型 A タイプ)

一般競争入札 建築一式工事

ウ 宮北川改修工事

公募型指名競争入札 土木一式工事

エ 高松市庁舎昇降機更新工事

随意契約 機械器具設置工事

オ 山田中学校改築設計業務委託

公募型指名競争入札 建築関係建設コンサルタント業務

(3) その他

次回の会議の日程 平成 24 年 2 月頃

5 質疑応答 (要旨)

(1) 「予定価格に関する情報漏えい問題」を受けた契約制度上の対応等について

質 問	回 答
・いわゆる情報漏えい問題の対象となった「市道檀橋谷線改良工事(8工区)」については、当該問題を受け、入札制度の改正など、契約制度上の措置を講じた本年8月以降に、発注すべきではなかったか。	・当該工事は、年度内の竣工を要する案件であり、適正工期を確保する必要があることから、8月期の制度改正後に発注を行うことは困難であった。 なお、再度入札に当たっては、当初公表時と「入札環境」を変えるため、工事内容を見直し、距離制限を付した公募型指名競争入札案件から、総合評価落札方式を適用する一般

<ul style="list-style-type: none"> ・制度改正により、一般競争入札の適用範囲を、従来の予定価格「3,000万円超」から、「1,500万円以上」に拡大したとのことだが、「1,500万円以上」に決めた理由は何か。 	<p>競争入札案件とし、その結果、「くじ」によることなく、唯一、最高の評価値を得た業者が落札者となったものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正前の制度において、土木一式工事や建築一式工事のA・B等級の業者は、一般競争入札案件への応札に馴染んでおり、この応札環境を急激に変化させることは慎重にすべきとの判断等に基づき、応札環境の変わらない「1,500万円以上」に決定したものである。
--	--

(2) 抽出事案について

質 問	回 答
<p>「紫雲中学校改築工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式Aタイプを適用した本案件の評価調書において記載の「基準評価値」とは何か。 ・昨年度までの総合評価Aタイプの適用実績を問う。 ・評価調書で、施工計画の評価が0点となっている業者がいるが、どのように評価値を決定しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基準評価値」は、入札参加条件を満たす者に付与する標準点である100点を、千万円単位の予定価格で除して得られる数値で、各応札者の評価値が、この「基準評価値」を下回った場合は失格となる。 ・本市で総合評価落札方式の試行を開始した平成19年度以降、昨年度までで、計16件にAタイプを適用している。 なお、総合評価落札方式については、AタイプおよびBタイプを合わせ、年間30件程度を目標に適用案件を選定している。 ・各応札者から提出された施工計画の審査において、仕様書等に明記されているような一般的な提案については、評価に値しないものとして加点していない。
<p>「浅野浄水場管理棟建築工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件に関し、施工計画では、「施工上の課題への対応の的確性」について評価項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の二つの評価項目は、工事内容等を踏まえて選択制としており、本案件では「本

<p>としておらず、一方、「本体構造物等の品質管理方法の適切性」を評価項目としているが、何故か。</p> <p>「宮北川改修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件は、入札参加条件において、「市内業者」のみが応札できることとしているが、「準市内業者」や「市外業者」に参入を認めない理由を問う。 <p>「高松市庁舎昇降機更新工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が1社しかいなかった理由は何故か。 ・随意契約における見積徴取において、最初の見積り額と、落札額に相当の乖離が生じているのは何故か。 <p>「山田中学校改築設計業務委託」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件において、「市外業者」にも応札を認めた理由は何か。 	<p>体構造物等の品質管理方法の適切性」を評価することが妥当と判断したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市においては、特殊・高度な技術や施工管理能力を要する場合や、「市内業者」のみでは適切な競争性を確保できない場合を除き、「市内業者優先」の基本法方針に沿い発注を行っているためである。 ・なお、「市内業者」以外に参入を認める場合においても、まずは「準市内業者」を優先し、なお応札可能な業者が少数であると見込まれる場合に限り、例外的に「市外業者」にも応札を認めている。 ・現昇降機が、応札した業者の製品であったことに加え、本案件については、既存の昇降機を運行しつつ更新を行う必要があるなど、施工上の困難性が障壁となり、他の業者が応札を控えたのではないかと推測している。 ・応札者側の意図は承知していないが、積算に当たっては、昇降機の施工実績のある複数の業者から参考見積を徴取し、積算の参考としており、設計金額に問題はなかった。 ・本市では、コンサルタント業務を入札に付する際、適切な業務の履行を担保する等のため、通常、予定価格の3分の2以上の過去の履行実績を求めており、本案件については、大型のコンサル案件で、求める履行実績を有する業者が、「準市内業者」まで含めても少数であったことから、競争性を確保するため、
---	--

	例外的に「市外業者」の参入を可としたものである。
--	--------------------------